

提案基準 10 に関する技術基準

開発審査会提案基準 10 の技術基準について、次のとおり定める。

1. (緑 化)

緑化の基準については下表の面積により下記の基準従って算出する。

植樹帯：計画する植樹帯の面積以上となるように低木を設置したもの。

植栽帯：計画する植栽帯の面積以上となるように低木又は芝等の地被類を設置したもの。

※本基準は下記の基準以上の樹木の設置を妨げるものではないが指定されたもの以外は緑化面積として加算できないものとする。

表. 樹種ごとの緑化面積

種 別	定義	緑化面積
低 木	樹高 1 m 以上 2.5m 未満の樹木	3.8 m ² /本
芝その他地被類	丈が低い木又は草類で地面を覆うもの	設置する面積

※上記表は「大阪府環境保全条例」の「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」より数値を準用

2. (駐車場)

(1) 駐車台数は、次のア、イのいずれにも該当すること。

ア 予定建築物が大規模小売店舗立地法に基づく届出の対象となる規模である場合は、その設置基準によること。

イ 予定建築物が大阪府福祉のまちづくり条例別表に基づく規模以上の場合は、駐車台数のうち高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 17 条に適合する駐車場（車椅子使用者用駐車場）を 1 台以上設けること。

(2) 福祉対応駐車場ますの大きさは、長さ 5.0m 以上、幅 3.5m 以上とすること。

3. (福祉への配慮)

(1) 予定建築物が不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障がい者等が利用する用途の場合は、次のいずれにも該当すること。

ア 利用者用の便所を一以上設けること。

イ 2 階以上に不特定かつ多数の者が利用する用途がある場合は、エレベーターを一以上設けること。

ウ 予定建築物が大阪府福祉のまちづくり条例別表に基づく規模以上の場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 18 条第 2 項第 7 号に適合する敷地内通路を設けること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び大阪府福祉のまちづくり条例に配慮すること。

4. (景観への配慮)

岸和田市景観計画に示す地域の景観特性に応じた景観づくりに努めること。

5. (周辺への配慮)

申請地周辺の環境に十分配慮された計画であること。

(附 則)

この基準は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。